

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第15回

特定個人情報取扱い上の留意点

NITEータ経営研究所

金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント

尾澤 一希

特定個人情報は、一般の個人情報と比べて一層慎重な取扱いが求められる。本稿では特定個人情報の取扱い上の留意点について、一般の個人情報の取扱いと対比しながら解説を行っている。

特定個人情報と保護委員会

特定個人情報は番号法第2条において定義されている。「個人番号（注1）をその内容に含む個人情報」とされており、個人番号およびそれを含む個人情報すべてである。ここでいう個人情報とは、個人情報保護法において規定されている「生存す

る個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」をさす。

この特定個人情報の取扱いに関する監視・監督や、同情報の漏洩等の危険性・影響に関する評価を目的として設置されたのが特定個人情報保護委員会である。同委員会は内閣府の外局であり、特定個人情報を取り扱う事業者等に対する立入検査の実施、違反行為の中止・是正の命令といった強力な権限を有する。さらに、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインの作成など、事業者等に対する指導・啓発活動にも努めている。

事業者が留意すべき点

以下では、当該ガイドライン案等を参考に、特定個人情報取扱いの留意点について解説を行っていく。なお、本稿は同ガイドライン案に対するパブリックコメント結果未公表時点で執筆されたものであることにご注意いただきたい。

●番号法は全事業者に適用

番号法の適用対象となる民間事業者は、特定個人情報を取り扱うすべての事業者である。個人情報保護法では直近6カ月で5000人以上の個人情報を取り扱った事業者に対して各種の安全管理措置を求めているが、

番号法では1件でも特定個人情報の取扱いのある事業者に対して安全管理措置を求めている。また、個人情報保護法で意識される個人情報は顧客情報および従業員等情報と考えられるが、番号法においても顧客情報のみならず従業員の特定個人情報（源泉徴収票等の提出事務等で使用）に対して注意を払う必要がある。

●利用目的範囲拡大時に番号収集が必要

個人情報保護法では個人情報の利用目的を特定することを求めているが、本人の同意を得ることができれば、従来の利用目的範囲を超えて個人情報を利用することができた。しかし、番号法では、本人の同意があったとしても番号法の利用目的範囲を超えて特定個人情報を利用することは認められていない。また、当初の利用範囲を超えて利用したい場合には、あらかじめ追加利用範囲の特定および本人への通知を行い、個人番号収集を行う必要がある。つまり、法改正や事業拡大に伴い個人番号の利用目的範囲が広がった場合

には、そのつど、番号収集の必要が生じるのである。このため、番号制度開始時の番号収集以降にも、大規模な番号収集が必要となる局面が生じる可能性がある。

●死者の個人番号も安全管理措置の対象

個人情報保護法で保護の対象となる個人情報は、生存する個人に関する情報であり、死者の情報は対象外である。しかし、番号法では、個人番号利用事務等実施者に対し死者の個人番号についても安全管理を義務付けており、それを怠った場合には罰則の対象となる。このため、本人死亡後も個人番号の取扱いは注意が必要である。なお、冒頭述べたとおり特定個人情報には「その内容に個人番号を含む個人情報」であるため、個人番号以外の死者の情報（存命時の個人情報）は保護対象外となる。

●提供の制限・共同利用の禁止

番号法では特定個人情報の提供が厳しく制限されており、同法19条各号に該当しない限り特定個人情報を提供してはならず、他人の特定個人情報の提供を要

求することもしてはならない

（注2）。また、個人情報保護法は保有個人情報の本人への提供を認めるが、番号法は同法19条に定める用途（個人番号関係事務を処理するために必要な限度）以外で本人に対して保有特定個人情報を提供することを禁止していることに注意が必要である。また、個人情報保護法は本人の同意を得た場合に個人情報の共同利用を認めているが、番号法は特定個人情報の共同利用を禁止している。なお、本人からの開示、訂正、利用停止等の求めに応じて、本人に対してその特定個人情報を提供することとは、番号法の解釈上、当然に可能とされている。

●特定個人情報ファイルの作成制限

個人情報保護法では、事業内容に照らして個人情報の利用目的を明示し、これに本人同意が得られた場合、その範囲内で個人情報ファイル等の作成は可能である。一方、番号法では、本人同意があったとしても、同法に定められた個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲

を超えて特定個人情報ファイルを作成することが禁止されている（注3）。金融機関においては、従業員等の源泉徴収票作成事務、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届作成事務等や、顧客の支払調書作成事務等に限って、特定個人情報ファイルの作成が認められており、これら以外の目的で同ファイルを作成してはならない。

番号関連法の動向

現時点でも特定個人情報の適正な取扱いについては議論の最中にある。今後、適時改正が見込まれる番号法令や個人情報保護法令、本年12月をメドにパブリックコメント結果を受けて公表が予定されるガイドライン等の動向を注視し、それに合わせて各事業者とも十分な安全管理体制の構築を進めていく必要がある。

* * *

次回は、本連載を総括し、番号制度に関連する政府への提言を行う予定である。

（注）1 個人番号には、個人番号

に対応し、当該番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものも含まれる。

2 ここでいう他人とは、自己と同一の世帯に属する者以外の者をさしており、自己と同一の世帯に属する者に特定個人情報の提供を求めることは禁止されていない。

3 特定個人情報ファイル取扱い事務に関するリスクと対策を評価する特定個人情報保護評価（いわゆるPIA）が番号法で規定されているが、義務付けられているのはおもに行政機関等であることから本稿では解説を割愛した。

【訂正とお詫び】

連載第11回にて「18年4月以降、新規開設預金口座への付番開始が予定されている」と断定的な表現がありました。現時点で決定された事実はありません。誤解を招く表現でありましたことをお詫びするとともに、訂正させていただきます。

大野博堂